

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲は、令和6年度地下水監視調査に係る分析業務（以下「委託業務」という。）を別添委託業務実施仕様書により乙に委託し、乙は、これを受諾する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、契約締結の日から令和7年2月28日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、_____する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画の変更）

第8条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、業務計画書の収支予算の支出の区分の欄に掲げる経費の20%以内の流用及び消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りでない。

（調査等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第 10 条 乙は、委託業務を終了したときは、遅滞なく甲に対し実績報告書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第 11 条 前条第 2 項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第 4 号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第 5 号）により、請求するものとする。

(支払及び検査の遅延)

第 13 条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延理由の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第 1 項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が契約の締結又は履行に当たり、この契約に違反するなど不正な行為をしたとき。

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力

団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（損害賠償）

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）

第16条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

- 2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県
知事 中 村 時 広

乙

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

令和6年度地下水監視調査に係る分析業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度地下水監視調査に係る分析業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、業務計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の実施場所
- 4 収支予算書
- 5 その他

（注）押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該計画書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者
（所属・職氏名・電話番号）
本件担当者
（所属・職氏名・電話番号）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

令和6年度地下水監視調査に係る分析業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった令和6年度地下水監視調査に係る分析業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間
- 4 業務の実施場所
- 5 収支予算書
- 6 その他

(注1) 変更のない項目については、省略することができる。

(注2) 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該計画書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者
(所属・職氏名・電話番号)
本件担当者
(所属・職氏名・電話番号)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

令和6年度地下水監視調査に係る分析業務実績報告書

令和 年 月 日付で契約を締結した令和6年度地下水監視調査に係る分析業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 業務の実施場所
- 4 業務の結果（効果）
- 5 収支決算書
- 6 その他

（注）押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該報告書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者
（所属・職氏名・電話番号）
本件担当者
（所属・職氏名・電話番号）

様式第4号（第11条関係）

令和6年度地下水監視調査に係る分析業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度地下水監視調査に係る分析業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

前金払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

(注) 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該請求書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者

(所属・職氏名・電話番号)

本件担当者

(所属・職氏名・電話番号)

様式第5号（第12条関係）

令和6年度地下水監視調査に係る分析業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度地下水監視調査に係る分析業務に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳 委託料	金		円也
前金払受領済額	金		円也
今回請求額	金		円也
残額	金		円也

(注1) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

(注2) 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該請求書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者

(所属・職氏名・電話番号)

本件担当者

(所属・職氏名・電話番号)

委託事業実施仕様書

1 事業名

令和6年度地下水監視調査に係る分析業務

2 事業内容

地下水の水質分析

(1) 分析項目及び分析検体数について

項目	継続監視調査	概況調査	合計
砒素	5	10	15
テトラクロロエチレン	15		15
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(注)	49	10	59
ふっ素		10	10
ほう素		10	10
計	69	40	109

(注) 亜硝酸性窒素については、単独での濃度も合わせて報告すること。

(2) 検体の受領、調査日程及び分析方法について

水試料の採取については、各保健所が行う。

受託者は、各保健所が採取した水試料について、宅配便等で引渡しを受けるか、又は各保健所において引渡しを受けるものとする（別表1）。詳細については、各保健所と協議して決定すること。

調査日程等については、別表1のとおり継続監視調査は7月及び11月、概況調査は7月を予定しているが、詳細については、各保健所と協議して決定すること。

なお、採取当日中に分析が必要な項目については、当日中に分析を行うものとする。

分析方法については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）に掲げられている項目は当該方法によるものとし、報告下限値は別表2に定めるものとする。

3 分析結果の報告

分析結果は、判明次第、別途送付する様式より報告するものとし、最終報告は令和7年2月28日までとする。ただし、環境基準値を超える測定結果が得られたときは、直ちに報告するものとする。

4 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5 その他

その他詳細については、県の指示によること。

別表 1

採水機関	項目	7月(予定)			11月(予定)		
		検体数	地点数	引渡回数	検体数	地点数	引渡回数
四国中央保健所	テトラクロロエチレン	2	3	1	1	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1					
西条保健所	砒素	1	4	2		1	1
	テトラクロロエチレン	2					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2			1		
	ふっ素	1					
	ほう素	1					
今治保健所	砒素	4	24	4		12	2
	テトラクロロエチレン	1			1		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21			11		
	ふっ素	2					
	ほう素	2					
中予保健所	砒素	3	11	5		5	4
	テトラクロロエチレン	3			3		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8			2		
	ふっ素	3					
	ほう素	3					
八幡浜保健所	砒素	2	7	5		4	4
	テトラクロロエチレン	1			1		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6			3		
	ふっ素	2					
	ほう素	2					
宇和島保健所	砒素	4	5	2	1	2	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3			1		
	ふっ素	2					
	ほう素	2					

注) 引渡回数は、採水状況により変更される場合がある。

別表 2

項目	報告下限値 (mg/L)	分析方法
砒素	0.005	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.0005	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.08	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注 (2) 第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表 7 に掲げる方法
ほう素	0.02	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法